

第3次函館市行財政対策推進要綱に基づく

函館市行財政対策推進計画

平成12年1月

函 館 市

目 次

推進計画の基本的考え方

1	策定趣旨	1
2	計画期間	2
3	進行管理と推進体制	2

取り組みの内容

【取り組みの全体像】	3
------------	---

1	簡素で効率的な「都市経営」	4
(1)	多様化・高度化する行政需要に即応した効率的な行政運営の確立	4
	事務事業の見直し（事務事業の簡素効率化）	4
	簡素で効率的な弾力性のある組織体制の構築（組織機構の見直し）	7
	適正な定員管理（職員数の見直し）	7
	給与制度の見直し	8
(2)	健全な財政運営の確立	9
	中長期的展望に立った財政運営の推進	9
	自主財源の確保	9
	効率的な財政運営の推進（経費全般の節減合理化）	9
	公営企業の経営健全化	10
(3)	官民の役割分担の明確化	12
	民間のノウハウの活用	12
	外部委託の推進	13
2	市民と協働する「都市運営」	14
(1)	公平・公正で透明性のある行政運営の確立	14
	市民と行政の情報の共有化（行政情報の提供）	14
	監査機能の充実	14
(2)	市民参加の行政運営の確立	15
	市民とのパートナーシップによる行政の展開	15
	市民の自治意識の高揚	15
	広報・広聴機能の拡充	16
3	自己決定・自己責任による「都市の自立」	17
(1)	地方分権型社会にふさわしい行政運営の確立	17
	政策形成機能・企画調整機能の充実強化	17
	縦割り行政の見直しと横断的な行政課題への対応	17
	国・道への働きかけ	17
(2)	多様な人材の育成・確保	18
	職員の能力開発と多様な人材の確保	18
	職員の意欲と意識の向上	19

[別 紙]	職員数の削減計画（前期・後期）	20
---------	-----------------	----

1 策定趣旨

21世紀の新時代にふさわしい都市の創造を目指した「第3次函館市行財政対策推進要綱」に基づき、本市の行財政改革を計画的かつ市民にわかりやすく推進するため、ここに、10か年の具体的な取組項目や実施目標時期などを明らかにした「推進計画」を定めます。

この推進計画は、行財政対策推進要綱に掲げる3つの視点、簡素で効率的な「都市経営」、市民と協働する「都市運営」、自己決定・自己責任による「都市の自立」を基本理念として、「政策立案型の小さな市役所」の実現を目指すものであります。

その具体的な取り組みに当たっては、これまでの行財政健全化に向けた諸対策にとどまらず、社会経済の動向や市民ニーズを的確にとらえ、市民とのパートナーシップのもとに創意と工夫を凝らし、効果的・効率的な推進に努めます。

また、行財政改革をより計画的、継続的に推進するため、定員管理、組織管理、財務管理については次のとおり取り組みます。

「定員管理」については、事務事業の見直し等により、職員数を、前期5か年で200人程度、後期5か年で300人程度、10か年で計500人程度削減することを目標とします。

「組織管理」については、国際化、情報化、少子・高齢化等社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民の多様なニーズに即応した施策を総合的・機能的に展開できる簡素で効率的な組織機構の見直しに、継続的に取り組みます。

なお、全庁的な機構改革については、平成13年4月1日から実施します。

「財務管理」については、行財政改革の具体的な施策の推進により、単年度収支の均衡と適正な行政水準の確保に努めるとともに、財政構造の適正化のため経常収支比率の改善を図り、社会経済情勢や行政需要の変化に敏速かつ的確に 대응できる、弾力性のある財政の構築を目指します。

2 計 画 期 間

計画期間は、平成12年度から平成21年度までの10か年とします。

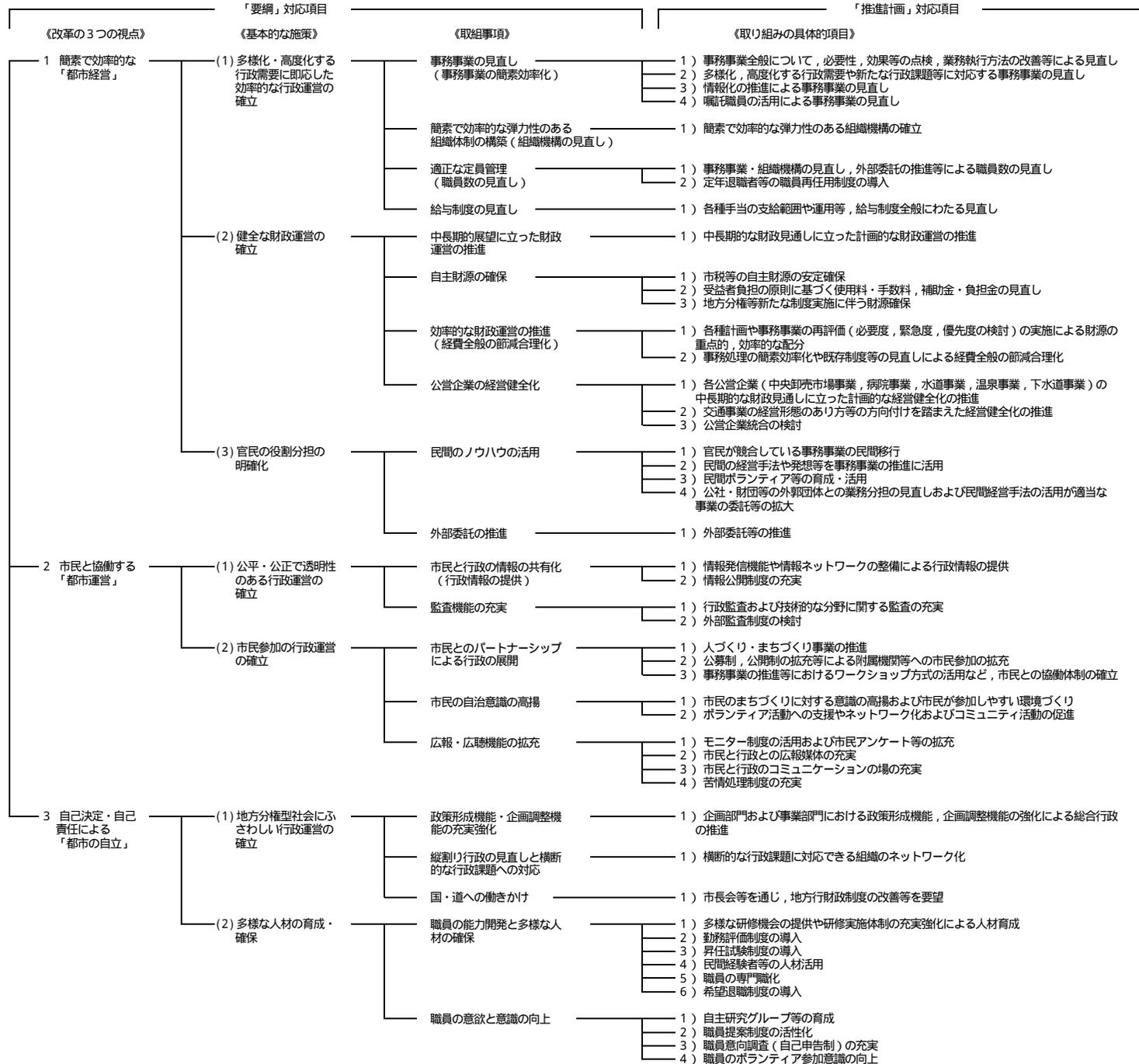
なお、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、前期5か年、後期5か年ごとに「実施計画」を策定し、前期、後期の計画期間内で、毎年度ローリング方式で逐次見直しを図ります。

3 進 行 管 理 と 推 進 体 制

行財政改革の取り組みは、各界各層の市民からなる「第3次函館市行財政委員会」にその進捗状況を逐次報告し、適宜提言をいただくとともに、市議会や関係団体等の意見を踏まえ、市長を委員長とする「行財政対策推進委員会」において推進します。

取り組みの内容

【取り組みの全体像】



1 簡素で効率的な「都市経営」

(1) 多様化・高度化する行政需要に即応した効率的な行政運営の確立

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
事務事業の見直し (事務事業の簡素 効率化)	1) 事務事業全般について、必要性、効果等の点検、業務執行方法の改善等による見直し		
	ア) 業務執行方法の改善等による見直し		
	・ 公用車運転業務		
	・ 税の賦課、納税業務		
	・ 競輪場維持管理等業務		
	・ 学校直営営繕業務		
	・ 農地等の利用関係の調整等業務		
	・ 火災予防等業務		
	・ 公社業務		
	・ 公用車の集中管理の検討		
	・ 消防・救急等業務の検討		
	・ 財団業務の検討		
	イ) 法律等の改廃に伴う業務量の減少および業務の廃止による見直し		
	・ 地域訪問保健指導業務		
	・ 国民年金業務の検討		
	ウ) 社会状況の変化や行政需要の減少等に伴う業務量の減少および業務の廃止による見直し		
	・ 下水道普及(し尿収集量・処理量の減少)によるし尿収集、処理業務		
	・ 都市計画区域見直しによる開発許可、建築許可、建築指導業務		
	・ 学校統合による用務、給食調理業務		
	・ 児童生徒の減少による給食調理業務		
	・ 入園児の減少による市立幼稚園の統廃合の検討		
	・ 市立高等学校の運営に関する検討および公立高等学校再編に係わる道教委への要望		

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
	I) 所期の目的を達した業務，類似・関連した業務等の廃止・統合・縮小等による見直し		
	・障害児・者福祉施設の統合		
	・外郭団体等への職員派遣の廃止・縮小		
	・清掃指導業務の縮小		
	・亀田福祉センターを利用して行う教育活動等業務の整理統合		
	・図書館分館業務の図書室への移行		
	ロ) 一時的，臨時的な業務の終了による見直し		
	・防災計画見直し業務		
	・第3次住居表示整備業務		
	・環境基本条例制定等業務		
	・ダイオキシン削減対策業務		
	・埋立処分場第2期整備業務		
	・高齢者計画見直しおよび介護保険事業計画策定業務		
	・地域振興券交付業務		
	・アクアコミュニティ推進業務		
	・函館病院移転・新築業務		
	カ) 嘱託・臨時職員業務の見直し		
	2) 多様化，高度化する行政需要や新たな行政課題等に対応する事務事業の見直し		
	ア) 一時的，臨時的な新規事業に対応する見直し		
	・国勢調査の実施業務		
	・競輪場改築業務		
	・産業廃棄物対策業務		
	・臨空工業団地第2次第2期造成業務		
	・駅周辺整備業務（土地区画整理事業等）		
	・国および道施行事業の受託に伴う用地補償等業務の検討		

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
	1) 行政需要の増加や新たな行政課題等に伴う業務量増に対応する見直し		
	・国民健康保険収納業務		
	・介護保険関連業務		
	・生活保護業務		
	・乳児保育業務		
	・子育てサロン業務		
	・一時保育業務		
	・管理栄養士による栄養指導業務		
	・函館圏公立大学業務		
	・監査業務		
	・総合窓口の導入の検討		
	・証明書等の発行サービス業務の検討		
	3) 情報化の推進による事務事業の見直し		
	ア) 行政の情報化の推進による事務の効率化，高度化，質的向上		
	・財務会計システム導入効果の検証		
	・課税電算システムの大幅変更		
	・戸籍事務のO A化		
	・選挙事務のO A化		
	4) 嘱託職員の活用による事務事業の見直し		
	ア) 業務の難易度や市民サービスの確保，勤務時間等を考慮した嘱託職員の活用		
	・競輪開催業務		
	・公用車運転業務		
	・斎場業務		
	・社会福祉施設調理業務		
	・ふ頭管理業務		
	・学校事務業務		
	・野犬掃討業務の検討		

取 組 事 項	取 り 組 み の 具 体 的 項 目	実施目標時期	
		前 期	後 期
	1) 専門的な知識・技術を必要とする業務への嘱託職員の活用 ・計量検査業務 ・港務艇運航業務 り) 行政需要の増加や新たな行政課題等に伴う業務量増に対応した嘱託職員の活用		
簡素で効率的な弾力性のある組織体制の構築 (組織機構の見直し)	1) 簡素で効率的な弾力性のある組織機構の確立 ・新たな行政課題や様々な行政需要に弾力的で柔軟に対応した，市民にわかりやすく，市民サービスの向上が図られる組織体制の整備 (部・課の再編整備，関連業務の統廃合) ・横断的，総合的な政策課題等に対応できる組織体制の整備 ・国の省庁再編や地方分権など時代の要請への確に対応できる組織体制の整備 (政策推進部門，人材育成部門等の充実)		
適正な定員管理 (職員数の見直し) (* 前期・後期の職員数の削減計画は[別紙]のとおり)	1) 事務事業・組織機構の見直し，外部委託の推進等による職員数の見直し ・事務事業の質，量等に見合った適正な職員配置 ・新たな行政課題や行政需要等に対応した必要人員の確保 ・行政効率・効果等を総合的に検討した外部委託の推進 2) 定年退職者等の職員再任用制度の導入 ・定年退職者等で働く意欲と能力のある者を再任用する職員再任用制度の導入 ・行政需要の増加や新たな行政課題等に伴う業務量増に対応した再任用職員の活用		

取 組 事 項	取 り 組 み の 具 体 的 項 目	実施目標時期	
		前 期	後 期
給与制度の見直し	1) 各種手当の支給範囲や運用等，給与制度全般にわたる見直し ・ 国や他の自治体，民間企業の給与等との均衡に配慮した，給与制度の適正な運用および必要な改善 各種手当の見直し等 ・ 特殊勤務手当 ・ 寒冷地手当 ・ 住居手当 ・ 勤勉手当制度の導入		

(2) 健全な財政運営の確立

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
中長期的展望に立った財政運営の推進	1) 中長期的な財政見通しに立った計画的な財政運営の推進		
	・中長期的な財政収支試算を踏まえた計画的な財政運営の推進		
	・バランスシートの導入の検討		
	・後年度負担を考慮した地方債の発行		
自主財源の確保	1) 市税等の自主財源の安定確保		
	・市税等収入の確保（市税，国保料，住宅使用料，保育料等の収納率の向上）		
	2) 受益者負担の原則に基づく使用料・手数料，補助金・負担金の見直し		
	・負担の適正化を図るための使用料・手数料の見直し		
	・補助目的・効果の検証等による補助金・負担金の見直し		
	・公共施設の利用方法の改善等による利用率の向上		
	3) 地方分権等新たな制度実施に伴う財源確保		
・介護保険や地方分権等の制度実施に伴う財源確保			
効率的な財政運営の推進（経費全般の節減合理化）	1) 各種計画や事務事業の再評価（必要度，緊急度，優先度の検討）の実施による財源の重点的，効率的な配分		
	・各種計画や事務事業の優先度，事業効果等の検討による財源の重点的，効率的な配分		
	・事務事業の計画的，効率的な執行		
	2) 事務処理の簡素効率化や既存制度等の見直しによる経費全般の節減合理化		
	・人件費，事業費等の節減および単独助成制度など扶助費の見直し等による経常経費の抑制		

取 組 事 項	取 り 組 み の 具 体 的 項 目	実施目標時期	
		前 期	後 期
公営企業の経営健全化	1) 各公営企業（中央卸売市場事業，病院事業，水道事業，温泉事業，下水道事業）の中長期的な財政見通しに立った計画的な経営健全化の推進 ・事務事業，組織機構の見直し，適正な定員管理等による経営健全化の推進		
	ア) 中央卸売市場事業の経営健全化		
	・中央卸売市場整備終了による業務執行体制の見直し		
	イ) 病院事業の経営健全化		
	・電話交換業務，ボイラー業務等の委託化		
	・黒塗り公用車の廃止		
	・財務会計システムの導入による業務執行体制の見直し		
	・管理栄養士の業務執行体制の見直し		
	・老人性痴呆疾患治療病棟の新設によるソーシャルワーカーの配置		
	・高等看護学院の教員体制の整備		
	・新病院における分院との統合による医事係業務，栄養管理業務，医療相談業務等の執行体制の整備		
	・新病院における委託業務，管理業務等の執行体制の整備		
	・新病院における医師，看護婦，医療技術職員等の新体制の整備		
	・組織機構の見直し		

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
	<ul style="list-style-type: none"> り) 水道事業の経営健全化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与口座振込実施等による業務執行体制の見直し ・ 庁舎建設準備事務終了による業務執行体制の見直し ・ 財務会計システム導入による業務執行体制の見直し ・ 収納業務執行体制の見直し ・ 給水課業務執行体制の見直し ・ 浄水場の運転操作業務執行体制の見直し ・ 組織機構の見直し 		
	I) 温泉事業の経営健全化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温泉供給業務の見直しによる業務執行体制の見直し 		
	<ul style="list-style-type: none"> わ) 下水道事業の経営健全化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗便所改造等資金貸付業務および受益者負担金業務の執行体制の見直し ・ 事業量の変動に伴う建設部門業務執行体制の見直し ・ 終末処理場およびポンプ場の一部委託化等による業務執行体制の見直し 		
	2) 交通事業の経営形態のあり方等の方向付けを踏まえた経営健全化の推進		
	3) 公営企業統合の検討		

(3) 官民の役割分担の明確化

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
民間のノウハウの活用	1) 官民が競合している事務事業の民間移行		
	・観光客誘致宣伝業務		
	・福祉業務（介護保険サービス，ホームヘルパー等）の民間移行の検討		
	・社会福祉施設管理業務の民間移行の検討		
	・試験・検査業務の民間移行の検討		
	・市立幼稚園の民間移行の検討		
	2) 民間の経営手法や発想等を事務事業の推進に活用		
	・民間企業等との人材交流の推進		
	・企業人を講師とする講演会やシンポジウム等の開催		
	・公共事業に民間資金を活用するPFI手法の導入		
	3) 民間ボランティア等の育成・活用		
	・ボランティア団体等の育成・活用		
	・行政とボランティア団体等との連携体制の強化		
	4) 公社・財団等の外郭団体との業務分担の見直しおよび民間経営手法の活用が適当事業の委託等の拡大		
	・外郭団体との役割分担を明確化し，事務局を移管		
	・公社・財団等職員の独自採用の検討		

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
外部委託の推進	1) 外部委託等の推進 ・行政責任や市民サービスの確保，経済性などの委託効果，民間能力の活用などを総合的に検討し，要件を満たす全ての業務について外部委託等を推進 単純・定型的業務		
	・黒塗り公用車運転業務		
	・電話交換業務		
	・ごみ収集業務		
	・車両整備業務		
	・道路・河川等の維持業務		
	・用務業務		
	・調理業務		
	施設維持・管理業務		
	・観光施設維持管理業務		
	・社会福祉施設管理業務の外部委託等の検討		
	・廃棄物処理施設管理業務の外部委託等の検討		
	・社会教育施設管理業務の外部委託等の検討		
	専門的知識や技術を要する業務		
	・労働福祉関係業務		

2 市民と協働する「都市運営」

(1) 公平・公正で透明性のある行政運営の確立

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
市民と行政の情報の共有化 (行政情報の提供)	1) 情報発信機能や情報ネットワークの整備による行政情報の提供		
	・インターネット・ホームページの活用やファックスサービス、情報発信機能の整備等行政情報サービスの充実		
	2) 情報公開制度の充実		
	・情報公開条例の見直しなど、情報公開制度の拡充および市民周知の徹底		
監査機能の充実	1) 行政監査および技術的な分野に関する監査の充実		
	・行政監査および工事監査の充実		
	2) 外部監査制度の検討		
	・外部監査人が行財政をチェックする外部監査制度の検討		

(2) 市民参加の行政運営の確立

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
市民とのパートナーシップによる行政の展開	1) 人づくり・まちづくり事業の推進		
	・若者やリーダーを育て、市民の自主的活動を支援するためのソフト事業の推進		
	2) 公募制、公開制の拡充等による附属機関等への市民参加の拡充		
	・公募委員の複数委員会への就任の検討および全体委員数の3分の1程度の目標設定による公募制の拡充		
	・女性、青年委員の登用拡大および公開制の拡充		
	3) 事務事業の推進等におけるワークショップ方式の活用など、市民との協働体制の確立		
	・政策の立案段階から市民と行政が共に係わり合うワークショップ方式の活用		
	・多様な市民参加方式の検討		
	市民の自治意識の高揚	1) 市民のまちづくりに対する意識の高揚および市民が参加しやすい環境づくり	
・市政教室の拡充や各種事業の市民説明会の開催等、市政に触れる機会の充実			
・学校教育を通じた市政運営等に対する意識の啓発			
2) ボランティア活動への支援やネットワーク化およびコミュニティ活動の促進			
・ボランティア活動への支援やネットワーク化の推進およびコミュニティ活動の活性化			

取 組 事 項	取 り 組 み の 具 体 的 項 目	実施目標時期	
		前 期	後 期
広報・広聴機能の拡 充	1) モニター制度の活用および市民アンケート等の拡充		
	・各種アンケートの実施やモニター制度の活用，まちづくりや教育など行政に対する意見や提案の募集など，広聴機能の拡充		
	・インターネット等を活用した各種アンケート等の実施検討		
	2) 市民と行政との広報媒体の充実		
	・印刷物やテレビ，ラジオ等による広報の充実およびインターネットやファックスによる情報提供など，きめ細かな広報体制の構築		
	3) 市民と行政のコミュニケーションの場の充実		
	・移動市長室やふれあい懇談会の実施など，市民と行政のコミュニケーションの場の拡充		
	4) 苦情処理制度の充実		
	・行政全般にわたるオンブズマン制度の検討		
	・福祉サービスの利用者等の苦情処理を対象とした福祉オンブズマン制度の導入		

3 自己決定・自己責任による「都市の自立」

(1) 地方分権型社会にふさわしい行政運営の確立

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
政策形成機能・企画調整機能の充実強化	1) 企画部門および事業部門における政策形成機能，企画調整機能の強化による総合行政の推進		
	・政策研究・市民活動支援組織の設置		
	・効率的かつ合理的な行政執行を図るための事業評価システムの導入		
	・市民の意見を反映できる評価方法の検討		
縦割り行政の見直しと横断的な行政課題への対応	1) 横断的な行政課題に対応できる組織のネットワーク化（組織機構見直し関連）		
	・政策立案や事業執行等における関連部局の横断的な政策調整，連携システムの確立		
	・新たな行政課題や横断的な課題に対しプロジェクトチーム方式を活用した幅広い観点からの検討・研究		
国・道への働きかけ	1) 市長会等を通じ，地方行財政制度の改善等を要望		
	・市長会等を通じ，地方分権の拡充や規制緩和の推進および地方財政基盤の強化等を要望		

(2) 多様な人材の育成・確保

取組事項	取り組みの具体的項目	実施目標時期	
		前期	後期
職員の能力開発と多様な人材の確保	1) 多様な研修機会の提供や研修実施体制の充実強化による人材育成		
	・職員研修を充実し、政策形成能力等の向上を図るとともに、人材育成基本方針を策定し、計画的に職員を育成		
	・国・道等との人事交流による人材育成		
	・姉妹都市等との交流による国際的視点を身につけた人材育成		
	2) 勤務評価制度の導入		
	・個々の職員の勤務成績や能力、適性等を総合的に判断する公平で公正な勤務評価制度の導入		
	3) 昇任試験制度の導入		
	・職員の士気の高揚、意欲の喚起を図るため、能力主義に基づく公平で公正な昇任試験制度の導入		
	4) 民間経験者等の人材活用		
	・いろいろな分野で優れた能力や知識、経験を有する民間経験者等の採用		
	5) 職員の専門職化		
	・専門的な知識や技術の習熟が必要な職種や特定の分野に精通する職員の専門職化		
	6) 希望退職制度の導入		
	・行財政の健全化および職員の新陳代謝を促進する、新たな希望退職制度の導入		

取 組 事 項	取 り 組 み の 具 体 的 項 目	実施目標時期	
		前 期	後 期
職員の意欲と意識の 向上	1) 自主研究グループ等の育成		
	・自主研究グループへの助成制度の拡充 および政策研究グループの育成		
	2) 職員提案制度の活性化		
	・職員の創造力，研究心の高揚ならびに 業務改善，行政能率向上のための職員 提案の活性化		
	3) 職員意向調査（自己申告制）の充実		
	・職員意向調査（自己申告制）の充実による 職員の意識の高揚および人事管理等への 有効活用		
	・専門的な技術・技能を有する職員の 活用		
	・職員意向調査（自己申告制）の管理職 までの拡大および降任希望制度の検討		
	4) 職員のボランティア参加意識の向上		
	・職員研修などを通じ，福祉活動や町会 活動など各種ボランティア活動への 参加意識の向上		
	・窓口の一元化などボランティアに関わ る体制の整備やボランティア休暇の 活用によるボランティア活動の活発化		
	・国際ボランティア活動への参加のため の制度導入の検討		

[別紙]

職員数の削減計画（前期・後期）

区 分	前期5か年 (12～16年)	後期5か年 (17～21年)	合 計 (12～21年)
一般部局・各行政委員会・公社・財団	230 (40)	281 (115)	511 (155)
函館圏公立大学広域連合（事務局分） 〔平成11年度まで20人配置済〕	2		2
小 計		281	

消 防 本 部	3		3
函館病院建設事務局	15		15
水 道 局	38	20	58
小 計	56	20	76

計	284	301	585
---	-----	-----	-----

函館圏公立大学広域連合（教員等分）	67		67
-------------------	----	--	----

合 計	217	301	518
-----	-----	-----	-----

()内は、現業職員の職種変更に伴う委託化・嘱託化等の推進による削減予定分